



中西 顕治

企業誘致事業

問 まちづくり協議会の組織構成と役割は。

答 対象地域の地権者と、土地を借りて建物を所有している者で構成され、地域計画を主体的に検討・議論する組織。町と連携しながらまちづくりの方向性を決定する役割を担う。

問 土地区画整理準備組合の役割は。

答 土地区画整理組合の設立準備段階の組織。農振除外や市街化区域編入手続を担う。

問 参入企業に対する土地の売買・賃貸はどのように行われるか。

答 換地後、地権者が集まり、参入企業と民民契

① 企業誘致事業

② 学校給食の地産地消に向けた施策

約を行う。組合がその調整役となる。

問 参入企業が途中で撤退した場合。

答 組合または業務代行者が代替企業を募ることに

問 町がこの事業に対して経済的リスクを負うことはあるか。

答 民間主導の土地区画整理事業であるため、地権者と業務代行者が責任を負い、町が負担することはない。



学校給食の地産地消

問 地産地消に向けた施策の検討状況は。

答 「能勢町学校給食地産地消推進協議会」を6月下旬に設立予定。

問 構成団体は教育委員会、ささゆり学園、能勢町直販協議会、物産センター、4日クラブ、北部農協、北部農と緑の総合事務所と考えている。

問 実施に向けた課題は。

答 納入基準等、課題の洗い出し段階である。

問 納入農家の確保状況は。

答 現時点では物産センターや4日クラブ等で進めようとしている。また、必要に応じてさらなる支援依頼も検討。



井上 加奈子

問 旧小中学校体育施設の一般利用終了の見直しについて問う。

答 本年4月より利用団体を「公共的団体など」に限定したことに伴い、問い合わせがあったため、利用に関する条件等を整理し、「など」の部分を次の通り公共的と認められる団体として再定義した。

問 本年度より利用団体を「公共的団体など」に限定したことに伴い、問い合わせがあったため、利用に関する条件等を整理し、「など」の部分を次の通り公共的と認められる団体として再定義した。

問 本年度より利用団体を「公共的団体など」に限定したことに伴い、問い合わせがあったため、利用に関する条件等を整理し、「など」の部分を次の通り公共的と認められる団体として再定義した。

問 本年度より利用団体を「公共的団体など」に限定したことに伴い、問い合わせがあったため、利用に関する条件等を整理し、「など」の部分を次の通り公共的と認められる団体として再定義した。

問 本年度より利用団体を「公共的団体など」に限定したことに伴い、問い合わせがあったため、利用に関する条件等を整理し、「など」の部分を次の通り公共的と認められる団体として再定義した。

問 本年度より利用団体を「公共的団体など」に限定したことに伴い、問い合わせがあったため、利用に関する条件等を整理し、「など」の部分を次の通り公共的と認められる団体として再定義した。

今後の体育施設、社会体育のあり方

問 能となる見込みか。

答 21団体中、10団体程度。

問 これまで旧小中学校施設を利用していない団体が今後申請した場合、同様に公共的団体として利用を認めるか。

答 規程に則って、要件に該当すれば許可するが、利用を促進するものではなく、普通財産の管理の範囲内で許可をするので、利用周知は行わない。

問 再定義された「公共的団体」の要件に該当しないが、今後「部活動の地域展開」を円滑に進めていくためにも、多世代が関与する地域スポーツ団体の公共性についてどう考えるか。

答 多世代によるスポーツ振興は重要な観点である。中山間地での部活動の地域展開は難しい現状にあるが、能勢に合わせた形のものをつくり上げていきたい。

問 B&G海洋センターの改修について問う。

答 令和5年4月に策定した能勢町スポーツ施設個別施設計画に基づき、長寿命化を進めていきたい。計画年については現在調整中である。

